

今年度のテーマ「あなたの行動、いいね！」

11月11日～12月10日は「差別をなくす強調月間」です

昭和23年12月10日の第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。

20世紀に世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第2次世界大戦では、人種による迫害や大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。「世界人権宣言」は、それらの反省から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方をもとに定められました。この宣言は法的な拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

国連は昭和25年12月4日の第5回国連総会で、宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、翌年の昭和26年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と決めました。

市では、11月11日から12月10日までの一カ月間を「差別をなくす強調月間」として、今年度は「あなたの行動、いいね！」をテーマに、各地で差別をなくす取り組みを行います。詳しくは人権政策課または上野支所を除く各支所振興課にお問い合わせください。

◆生活にかかせないインターネット

インターネットは私たちの生活に欠かせないものになっています。総務省が行った調査によると、令和元年の個人のインターネット利用率は約90%で、その利用目的は13歳から19歳の約80%、80歳以上でも40%以上の人がSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）と回答しています。

◆新型コロナウイルス感染症とインターネット

新型コロナウイルス感染症の影響で、人と会う機会が減り、電子メールやSNS、インターネットを利用する機会が増えたと感じる人は多いのではないのでしょうか。遠方で暮らす家族と会う機会が減り、年末年始などにテレビ電話でお互いの状況をやり取りしたという話もよく聞かれます。

ワクチン接種の予約に、インターネットを利用した人も多くいると思います。このように、コロナ禍において、感染拡大防止のため多くの人がインターネットやSNSを活用しています。

便利な反面、「感染したのは○○

の職場の△△」「感染者宅に投石があった」「感染者の家族が自殺した」といった、情報源があいまいで真偽も不明な情報が投稿され、さらにその投稿を見た人が拡散するといった事例がありました。

インターネットやSNSは、その利便性から広く利用される反面、その匿名性を利用してデマや差別・誹謗中傷などの投稿をする人も見られます。昨年にはテレビ出演したタレントがSNS上での誹謗中傷に苦しみ、自ら命を絶つという事件も起こりました。

◆インターネットやSNSでの人権侵害を防ぐために

インターネットやSNSには、多くの情報があふれています。すべからず正しいとは限りません。インターネットを利用する私たちには、正しい情報を見定める「情報リテラシー」が必要です。

そして、直接人と接するときと同じように、社会的マナーやモラルを守り、必ず相手の人権を尊重しま

しょう。お互いの顔が見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということをお忘れずコミュニケーションをとりましょう。

「インターネット4つのルール」

- 差別的な発言・誹謗中傷の投稿は絶対にしない。
- 安易に不確かな情報を投稿・拡散しない。
- 自分・他人のプライバシーに関する情報は投稿しない。
- 不特定多数が見ることを常に意識する。



【問い合わせ】 人権政策課
TEL 22・06003 FAX 22・06004
✉ jinken-danjo@city.igata.g.jp

トピックス

多文化共生指針を策定しました

伊賀市にはたくさんの方の外国人が住んでいます。皆さんも外国人住民と職場で一緒に働いたり、学校の同級生だったり、病院の待合室やスーパーなど、いろんなところで見かけると思います。

8月末現在の市内の外国人人口は5,502人で、全体の6.2%を占めています。

さまざまな違いがある人々が共に暮らしていくためには、多様性を認め合い、安心・安全で、誰もが生きがいを持って生活できるまちづくりをしていかなければなりません。

多種多様な経験や文化的背景を持つている人が住んでいる伊賀市の特性を生かしたまちづくりを実現するために、今年8月に「伊賀市多文化共生指針」を策定しました。

◆基本理念

互いの文化的背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、ともに新たな価値を創造する社会の実現

◆指針の基本方針

- コミュニケーションによる多文化共生意識の醸成と社会参画の推進
- 生活基盤の充実

- 多文化共生の地域づくり
- 推進体制の整備とグローバル化への対応

これらを踏まえ、具体的な施策や連携・協働のあり方を検討し、令和4年度に「伊賀市多文化共生推進プラン」を策定します。

そのため、12月には「多文化共生に関するアンケート調査」を実施する予定です。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



多文化共生指針策定委員会委員長から市長へ指針を手渡しました。

トピックス

伊賀市文化振興プランを策定しました

令和元年度に策定した伊賀市文化振興ビジョンと伊賀市文化振興条例をもとに、行政・市民・地域・事業者・公益文化団体などが連携・協力・協働して文化振興に取り組むため「伊賀市文化振興プラン前期実行計画」(令和3～7年度)を策定しました。

◆プランの特徴

文化の力により「ひとを育む」(市民文化政策)と「まちを育む」(都市文化政策)の2つの視点を持ち、教育・福祉・医療・多文化共生・観光など他分野との連携によって市の文化施策を推進します。

◆7つの基本方針

ビジョンが掲げる次の7つの基本方針に基づいて取り組みを進め、俳聖松尾芭蕉の俳諧理念である「不易流行」が表す「伝統の継承と多様な文化価値を創造する文化都市」伊賀市をめざします。

- 誰もが文化芸術に触れ合える
- 子どもたちが文化芸術を体感できる
- 人材を育成・活用し次世代へつなぐ
- 施設を整備・活用し環境を整える
- 文化を継承し新たに創造する
- 観光・産業と連携して文化を発信する
- 文化芸術を通して社会的課題に取り組む

◆プランの推進

次の取り組みにより、それぞれの事業の課題や目的を共有し効果を高め合うことにつなげます。

- 関係する団体による意見交換会
- 市ホームページで文化に関する情報を集約・発信

○「事業カード」の運用
※プラン本冊は、市ホームページをご確認ください。

※プラン概要版は、市ホームページのほか本庁舎総合窓口、文化交流課、各支所振興課、各地区市民センターに設置しています。



(概要版)

(本冊)



【問い合わせ】 市民生活課
TEL 22・9702 FAX 22・9641
shimin@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】 文化交流課
TEL 22・9621 FAX 22・9609
bunka@city.iga.lg.jp